

## 令和4年第3回 豊明市農業委員会総会議事録

### 1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和4年3月22日 午前9時30分

閉会 令和4年3月22日 午前10時40分

### 2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
水谷 文和	野村 君枝		

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

### 3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第11号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙3件
議案第12号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙5件
議案第13号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件	別紙2件
議案第14号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙10件
議案第15号	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件	別紙1件
報告第7号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件	別紙3件
報告第8号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙4件
報告第9号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙4件

<議事の次第>

午前9時30分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和4年第3回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は7番委員と8番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。議案第11号1番案件ですが、2番案件、3番案件と関連がございますので一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第11号1番案件から3番案件について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

譲渡理由は1番案件は年齢による体力低下のため、2番案件は相続したが自ら耕作できないため、3番案件は相続放棄により耕作できるものがないためです。

譲受理由は、すべて経営規模拡大のためです。

1番案件の申請地は沓掛町石根78番、登記地目:田、現況地目:畑、面積は1527㎡です。2番案件の申請地は沓掛町徳田池下30番1、登記地目:田、現況地目:雑種地、面積は425㎡です。3番案件の申請地については、合計13筆、合計面積は6,570㎡<sup>2</sup>, 930㎡<sup>2</sup>です。

申請地及び譲受人の現況については、3月14日に事務局職員及び担当農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんと現地確認を行いました。営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について1番案件から3番案件まで事務局としては許可相当と判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 3月14日に5番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

- 5番委員 7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。
- 最3番委員 7番委員、5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第11号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第11号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第11号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第11号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第11号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第11号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第12号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第12号1番案件について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。
- 転用目的は車両置場及び資材置場で所有権移転になります。
- 申請者の法人は、今回申請地西側隣接地にて土木建設運搬事業を行っております。昨今の運送業の需要増加に伴い、事業拡大を進めていくために、新たな車両置場を探す必要があり、今回所有者からの承諾を得たことから申請に至りました。申請地は大久伝町中26番1、登記地目、現況地目はともに田、面積は2,609㎡です。
- 申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から東に約1kmに位置します。
- 申請地は市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満

であることから、第2種農地に該当することから、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。

申請地の現況については、3月9日に現地確認を行ったところ、水稻刈り取り後の状態でした。

土地造成は整地のみです。場内の雨水は集水し場外の既設用悪水路放流します。周辺はフェンスで囲みゴミ等の飛散を防止します。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 3月12日に4番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 1番委員、4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第12号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第12号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第12号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第12号2番案件について説明します。  
転用目的は駐車場で賃貸借権設定になります。  
申請者の法人は、本社である沓掛町神明にて建設現場での仮設足場の架

設及びレンタルを行っております。現在駐車場と資材置場が混在しており、また、業績が回復しつつあり従業員も増員するため、新たな駐車場を探す必要があり、今回所有者からの承諾を得たことから申請に至りました。申請地は沓掛町明和8番1、登記地目は田、現況地目は畑、面積は1,200㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から北東に約2.5kmに位置します。

申請地はおおむね10ha以上の一団の農地であることから、第1種農地に該当します。申請者の事務所が道路を挟んで北東に位置し、本申請は申請地以外に事業を完結する土地がなく、他の土地に変えて目的を達成することができないことから、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。申請地の現況については、3月9日に現地確認を行ったところ、保全管理状態でした。

土地造成は雨水貯留施設部分を30cm掘削し、駐車場部分を砕石舗装します。雨水は雨水貯留施設を経由し、排水路へ放流します。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 3月14日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第12号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第12号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第12号3番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第12号3番案件について説明します。  
転用目的は分家住宅で20年間の使用貸借権設定になります。  
申請者は、祖父母、両親、弟と住んでおります。楽器を演奏する職業であり、結婚を期に専用住宅に住もうと考えておりました。本家の後継者は父であり、父に相談したところ今回所有者である祖母の承諾を得たことから申出に至りました。  
申請地は阿野町長根96番3、登記地目、現況地目はともに畑、面積は合計411㎡です。  
申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から南西に約1.3kmに位置します。  
申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、第3種農地に該当することから、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。  
申請地の現況については、3月9日に現地確認を行ったところ、畑として保全管理状態でした。  
土地造成は盛土70cm、切土50cmを施工し、排水は、合併浄化槽を使用し北側の側溝へ放流します。雨水は、周囲にコンクリートブロックを設置し、集水桝にて処理し、周辺に影響のないようにします。  
以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 3月12日に1番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 4番委員、1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第12号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第12号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第12号4番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第12号4番案件について説明します。

この場所は、平成31年2月27日付け工場の建築として農地法第5条の農地転用許可が下りておりますが、令和4年3月7日付け、工場の建築計画の廃止ということで取消願いが提出されました。それでは説明に入ります。

転用目的は駐車場で20年間の賃借権設定になります。

申請者の法人は、沓掛町丘下にて車両管理事業を行っております。現在沓掛町丘下で駐車場の敷地を借りておりましたが、地主より他社へ売却するとの通知を受け代わりに駐車場を探していたところ、今回所有者からの承諾を得たことから申出に至りました。申請地は沓掛町丘16番1、16番2、登記地目は田、現況地目は畑、面積は合計1,169㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から北に約1.2kmに位置します。

申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、第3種農地に該当することから、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。

申請地の現況については、3月9日に現地確認を行ったところ、畑として保全管理状態でした。

土地造成は整地のみです。雨水は碎石舗装にて自然浸透し、浸透しきれなかった雨水は、南西側に側溝、南側角に集水桝を設置し、道路反対側にある側溝へ暗渠管を通して放流します。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 3月14日に5番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 7番委員、5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第12号4番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第12号4番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第12号5番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第12号5番案件について説明します。

転用目的は歯科医院増築及び駐車場で20年間の賃借権設定になります。

申請者は、平成28年に歯科医院を開業し、矯正歯科の診療を追加したことにより患者も増加したため、スタッフを増やしより多くの患者に対応出来るように診療スペース及び駐車場を増やす必要が出てきました。隣接地が、現在の土地所有者と同じ方で、今回承諾を得たことから申出に至りました。

申請地は栄町大根1番1626、1627、1678、登記地目、現況地目はともに畑、面積は合計505㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明ICから西に約2.5kmに位置します。

申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、第3種農地に該当することから、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。

申請地の現況については、3月11日に現地確認を行ったところ、大根1番1



627は畑として管理されており、1番1626、1番1678は畑として保全管理状態でした。

土地造成は整地のみです。雨水は、敷地内に地下貯留槽を設置し、敷地内の最終枿から既設排水路へ放流します。汚水処理については、合併浄化槽にて排水します。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 3月11日に9番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 3番委員、9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第12号5番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第12号5番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第13号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第13号1番案件について説明します。相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の件です。

20年間農地として適正に行なわれてきたかの最終確認となります。

対象地は沓掛町柿ノ木51番、沓掛町一本木51番、沓掛町下山119番、12

0番、121番、登記地目、現況地目はすべて田、面積は合計5,698㎡です。

申請地の現況については、3月9日に現地確認を行ったところ、すべて田刈り取り後でした。

以上のことから今後も耕作、管理されることを鑑みて、事務局としては許可相当であると判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 3月14日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 3番委員、5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第13号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第13号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第13号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第13号2番案件について説明します。

対象地は沓掛町下山90番、登記地目、現況地目はともに田、面積は1,790㎡です。

申請地の現況については、3月9日に現地確認を行ったところ、田刈り取り後でした。

以上のことから今後も耕作、管理されることを鑑みて、事務局としては許可相当であると判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 3月12日に4番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 1番委員、4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第13号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第13号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第14号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第14号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。

豊明アグリサービスの新規申請が5件、個人の新規申請が5件です。

以上こちらのご審議をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第14号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第14号は可決いたします。引き続きまして、議案第15号を上程しま

す。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第15号について説明します。

変更目的は駐車場です。

申出者の法人は、豊明市栄町姥子にて一般貨物自動車運送事業、産業廃棄物収集運搬路事業を行っております。主に大型車両を運搬業務に使用しておりますが、現在利用中である大府市内の駐車スペースにて工場誘致の計画があり立ち退きを迫られたため、新たな駐車場を探す必要があり申出に至りました。申出地は沓掛町陣田38番1、39番1、39番3、40番1、40番3、登記地目、現況地目はすべて田、面積は合計3,486㎡です。

申出地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明高校から東に約700mに位置します。

それでは、農振農用地の除外5要件について説明します。農用地区域内の土地を農用地区域から除外するには、すべての要件を満たし、かつ市町村が地域農業の振興に支障がないものと認めた場合に限られます。

第1号要件です。第1号要件は農用地等以外に供することが適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないことです。申出者の事業に関する需要の増大に伴い、新たな駐車場を確保する必要があることから、本施設の設置は不要不急ではないと判断しました。農地区分については、申出地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地であることから、第1種農地に該当します。本申請は申請地以外に事業を完結する土地がなく、他の土地に変えて目的を達成することができないことから、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。

申出者の利用状況及び事業計画書より、大型車両用駐車場22台、普通自動車7台の合計29台分、洗車スペース150㎡、自家給油所105㎡の確保が必要であると認められることから、除外面積は過大ではないと判断しました。

他の関係法令として、特定都市河川浸水被害対策法がありますが、豊明市の担当部局を通じて許可の見込みがあることを確認済みです。他に自家給油所について危険物取扱所設置許可が必要ですが、豊明消防予防課と現在協議中です。

第2号要件です。第2号要件は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地の除外後に残る北側及び西側の農用地は連続性を保つことから、周辺農地の農作業の効率性に支障はないと判断しました。

第3号要件です。第3号要件は、効率的かつ安定的な担い手・認定農業者等の農業経営を営む者の農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地は担い手が現に利用しておらず、今後も利用する計画はありません。

第4号要件です。第4号要件は、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼ

すおそれがないことです。申出地内において排水路等の変更を行わないことから、土地改良施設の機能に支障はないと判断しました。廃止予定である申出地内の給水栓については、廃止届の提出を求めます。

第5号要件です。第5号要件は、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していることです。議案書の備考欄に記載がありますように、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しています。

以上のことから、除外について事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第15号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第15号は可決といたします。引き続きまして、報告第7号、第8号、第9号について報告願います。

事務局 報告第7号、第8号、第9号について説明

議 長 以上のとおり、報告第7号、第8号、第9号は専決事項として事務局で受理しています。

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午前10時40分）。